

苫小牧市監査委員告示第4号

平成28年度苫小牧市行政監査の結果に基づき講じた措置
の公表について

平成28年度苫小牧市行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年5月31日付けで苫小牧市長から別添のとおり通知があったので、同項及び苫小牧市監査委員条例第6条の規定により公表する。

平成29年6月1日

苫小牧市監査委員 玉川 豊一

苫小牧市監査委員 渡辺 満

苦行監第70号
平成29年5月31日

苦小牧市監査委員 玉川 豊一 様
苦小牧市監査委員 渡辺 満 様

苦小牧市長 岩倉 博文



平成28年度苦小牧市行政監査結果報告に基づく措置の通知について

標記の結果報告に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知する。

別紙 監査意見に基づき、又は参考として講じた措置

監査のテーマ	補助金交付事務について
意見の概要	<p>1 補助金の交付要綱について</p> <p>補助金の目的や交付要件を明確にし、どのような助成を行うかを市民が知り得る状態に置く必要性は高いと考えられることから要綱等で定めるべきである。</p> <p>2 補助金の交付事務について</p> <p>補助金は公益目的を達成するために交付されるものであるから、市が補助金の用途を定めて交付する必要がある。一般的には補助対象経費の基準を具体化、明確化することによって、補助金の用途が基準に適合しているか等の判断が容易になる。</p> <p>補助金は用途の特定と同様に、その特定された用途に充てられたかどうかを確認することが重要となる。今回の監査では補助金の用途の確認がどの程度の精度で行われているか疑問を感じるどころであり、実施事業等の内容や補助金の用途を確認する方法として適切かどうか検討すべきである。</p> <p>3 補助金の交付条件について</p> <p>交付条件は事業の実施や経理についての具体的な制限を加えるもので、補助事業の適正な執行を確保する上で重要な事項であるが、本市の交付条件が内容において十分なものとなっているかについて疑問が残る。補助金で財産を取得した場合の処分の制限に関する事項や補助金に含まれた消費税の取扱いに関する事項などの交付条件を付する必要がある場合において、付されていないものが相当数に及んだ。また、国の交付金交付要綱等において市の交付決定に付すことを求められていた交付条件が付されていないものがあった。</p> <p>交付条件の定め方について様々な角度から総合的に検討を進める必要がある。</p> <p>4 補助金交付事務に関する統一的なルールの策定の必要性について</p> <p>本市においては、補助金の支出に関する基本的な考え方や統一的な事務の執行方法などを示すルールは整備されていない。このことも統一性を欠いたまま、それぞれが前例を踏襲して事務を処理する一因となり、補助金の交付に関する職員の基本的な理解の不足という事態を招くことにつながっているのではないかと思われる。補助金に関する統一的なルールの制定について検討されることを望む。</p> <p>5 市民への情報の提供について</p> <p>現在市民に提供されている補助金に関する情報はわずかであり、積極的な情報提供に努めるよう望む。</p>
担当部署	財政部財政課
意見に対する措置	監査意見を踏まえ、財政部財政課で補助金等交付事務の指針となる統一的な基準の作成及び補助金等に関する市民への情報提供のあり方について検討する。